

＜定例研究会報告要旨＞

第 1404 回 (1988 年 10 月 4 日)

社会的損失・利益に関する予備 的考察——環境経済学の文献レビ ュー——

矢 部 光 保

1960 年代の公害問題を主たる契機として、社会的費用論が展開されてきている。本報告では、K. W. カップを受けて、シビル・ミニマムを保障するための社会共通資本の立場から社会的費用を論じた宇沢弘文、社会的損失と社会的利益の連続性を公害・アメニティ問題で論じた宮本憲一、損失それ自体と損失に起因する費用の負担関係との区別を主張した寺西俊一らの議論を比較・検討・整理し、次のように要約した。

①人間および人間を取り巻く環境的諸条件に対して、市民の基本的権利および国・公共団体への信託義務の具体的内容を明確にし、市民の基本的権利および国・公共団体への託的義務が社会的に合意されたとする。

②社会的損失とは、ある経済活動の結果、第三者あるいは国民一般が蒙る、この市民の基本的権利の侵害による損失とする。

社会的利益とは、ある経済活動の結果、第三者あるいは国民一般が享受する、公共に信託されるべき利益とする。

③社会的損失評価額とは、社会的損失の発生・増加を、なんらかの方法で評価・測定し、貨幣額で表したものである。

社会的利益評価とは、社会的利益の発生・増加を、なんらかの方法で評価・測定し、貨幣額で表したものである。

④社会的費用とは、社会的損失評価額に、ある経済活動の結果、第三者あるいは国民一般が蒙る、社会的利益の喪失による評価額を加え、社会的損失を蒙った者への補償額を差し引いた価額である。

社会的便益とは、社会的利益評価額に、ある経済活動の結果、第三者あるいは国民一般が享受する、社会的損失の予防による評価額を加え、社会的利益を生み出した者への補償額を差し引いた価額である。

次に、この枠組みを農林業・農山村に適用すると、表に示すようになる。すなわち、農林業・農山村が与える社会的費用の発生要因のうち、社会的損失それ自体としては、有機農業運動の契機ともなった農薬・化学物質による健康被害や畜産公害、無理な草地開発による山間地の土壌流失等がある。他方、社会的利益を喪失させる損失としては農業生産資本による伝統的農村景観の破壊があげられる。

他方、農林業・農山村が与える社会的便益の発生要因のうち、社会的損失の予防による利益としては水源かん養、洪水調節、国土の保全があげられる。他方、社会的利益自体としては生活環境の保全、国民の健康・休養、青少年の情操教育、自然環境・景観の保全、文化の継承・創造、野生鳥獣保護、等があげられる。なお、一部地域では、森林の水源かん養・洪水調整による利益に対し、水源基金により苗木代等が支払われている。

表 農林業・農山村が与える社会的費用・便益と社会的損失・利益との関係

	社会的損失	社会的利益	補 償
農林業・農山村が与える社会的費用	残留農薬・畜産公害等、損失の評価額	カントリーエレベーター等による景観破壊等、利益の喪失による損失の評価額	
農林業・農山村が与える社会的便益	水源かん養・洪水防止・中央集中防止等、損失の予防による利益の評価額	快適居住空間・保健休養・美しい農村景観等、利益の評価額	水源基金による苗木代等の補償